

現場代理人の常駐義務の緩和について(お知らせ)

平成 25 年 9 月 20 日
長野市財政部契約課

昨今の通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になったこと、及び施工体制の合理化の要請に配慮することにより、地域事業者の受注機会の拡大と採算性の向上を図る観点から、取扱いを変更するものです。

1 概要

これまでは、現場事務所の設置、資機材の搬入が開始されるまでの期間等、現場において作業等が行われていない期間に限り、他の工事と兼任できるものとしていましたが、これに加え、一定の条件を満たし、兼任が可能と認められる場合は、2 件までの建設工事を兼任できるよう、取扱いを変更します。

2 兼任することができる建設工事

(1) 次に掲げるいずれかに該当する期間は、現場代理人は現場への常駐を要しない（兼任できる）ものとします。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われている期間

エ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(2) 次に掲げる条件をすべて満たす工事は、現場代理人を兼任できるものとします。

ア 長野市（市長部局及び上下水道局をいう。以下同じ。）が発注した工事であること。
ただし、国又は長野県等が発注した工事において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。

イ 当初の請負金額がいずれも 2,500 万円未満の工事であること。

ウ 工事の現場がいずれも長野市内であること。

エ 一の現場代理人が兼任することができる工事の数は、2 件までであること。

オ 次に掲げるいずれにも該当しない工事であること。

(7) 仕様書等において、兼任できない旨が示された工事

- (イ) 交通量 10,000 台／日以上片側通行規制工事
- (ロ) 労働安全衛生規則第 90 条に該当する工事
- (エ) (ア) から (ロ) までに掲げるもののほか、難易度、施工内容又は労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと発注者が判断した工事

3 兼任ができる条件

2-(2)により、現場代理人を兼任する場合は、次に掲げる条件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 現場代理人は、各々の工事の現場において作業等が行われている場合は、必ずいずれかの現場に駐在すること。
- (2) 連絡体制として、兼任する長野市が発注した工事の各々の現場ごとに連絡員を配置すること。
- (3) 現場代理人は、長野市が発注した工事の現場を離れる際には、安全管理等の対策を図るとともに、連絡員等に必要な指示を行い、常時監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築すること。
- (4) 兼任する工事の現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、若しくは兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合、又は契約変更によりいずれかの工事の請負金額が 2,500 万円以上となった場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。
- (5) 兼任する場合においても、長野市が発注した工事の次のいずれかに該当する期間については、現場代理人は当該工事の現場に常駐すること。

ア 労働安全衛生規則別表第 7「機械等の種類」欄に記載された機械等を使用する期間

イ 監督員が特に必要と認める期間

4 兼任の手続き

この規定により現場代理人を兼任しようとする場合は、「現場代理人兼任届及び連絡員配置届」を兼任する工事ごとに提出してください。（通常は、新たに受注し、兼任が発生する工事の契約時に契約書と併せて提出し、承認を受けてください。）

5 実施時期

平成 25 年 10 月 1 日現在契約（施工）中の工事及び同日以降に契約を締結する工事から適用します。